

助成事業の申請について

アイヌ文化の振興や伝承活動、研究の推進を図ることなどを目的として実施する事業に対して助成を行います。

助成事業の申請期間および申請方法

対象となる事業の実施期間

令和8年4月6日または7月1日以降に始まり、
令和9年2月末日までに完了する事業

事業完了報告は、事業完了後1ヶ月以内(2月中に完了する事業は令和9年2月末日まで)に提出することになりますので、事業の実施期間の設定にご留意ください。

申請期間

令和8年度事業分の申請は締め切りました

~~令和8年1月13日(火)～令和8年2月13日(金) 当日17時必着~~
~~令和8年4月22日(月)～令和8年5月22日(日) 当日17時必着~~

申請方法

各種助成事業の申請に関する様式に記入し、必要な書類を添付して郵送にて提出してください。ファックスまたは電子メールによる申請は受け付けておりません。直接持参も受け付けますが、受け取りのみの対応とし、その場では提出書類の記載内容についての相談や提出書類のコピーには応じかねます。

事業の承認・不承認について

- アイヌ文化等に関する有識者で構成する助成事業審査委員会の審査結果を受けて、理事長が決定します。
- 審査結果等は文書により、すべての申請者へお知らせします。
- 承認された事業については、公益財団法人アイヌ民族文化財団（以下「財団」という。）のホームページ上にて、助成決定者名（個人または団体代表者）と、事業名を公開します。なお事業完了後には、助成金交付額を公表します。
- 前年度に承認となった事業と同様の申請であっても、年度ごとに審査を行い、予算の範囲内で採否を決定することから、継続して承認されるとは限りませんのでご留意ください。

対象となる事業について

国内文化交流助成、国際文化交流助成
伝統工芸展示・公開助成、伝統工芸複製助成
風俗慣習に関する伝承助成、研究助成、出版助成

助成事業の申請の流れ

申 請

- ・ 所定の申請様式をコピーまたはダウンロードし、必要事項を記入し助成事業の担当課へ郵送または持参してください。前年度の様式は使用しないでください。
- ・ 提出書類のコピーが必要な場合は、必ず申請者自身でコピーしてください。当財団事務所でのコピーは受け付けません。
- ・ 直接持参も受け付けますが、その場では提出書類の記載内容についての相談には応じかねます。

申請書類 受理・返戻

- ・ 提出された書類に記入の誤りや書類の添付漏れなどが無ければ、書類を受理した旨の通知文を送付します。なお、この時点では事業の助成を決定しておりませんのでご注意ください。
- ・ 書類に不備がある場合、担当者より書面もしくは電話等により照会することがありますので、申請書類には日中連絡のつく連絡先をご記入ください。
- ・ 期日までに申請書類が揃わない場合、不受理となりますのでご注意ください。

審 査

- ・ 助成事業審査委員会により審査を行い、承認・不承認を決定します。

交付決定

- ・ 審査結果を「事業助成承認通知書」もしくは「事業助成不承認通知書」で通知します（郵送）。なお承認された事業については申請者名と事業名を財団のホームページで公開します。
- ・ 申請額に対して交付予定額が減額となっている場合や、条件つきで承認となる場合がありますので、通知書の内容を必ずご確認ください。

事業の実施

- ・事業を実施する際には、「助成事業の交付決定から完了報告まで」を確認してください。
- ・事業計画の変更・中止が生じた場合や、助成金の概算払いが必要な場合は、所定の手続きを行ってください。

完了報告

- ・事業実施の経費すべての支払いを完了してから、事業完了報告を行ってください。
- ・報告に係る書類は、事業完了後1ヶ月以内（2月中に完了する事業は**令和9年2月末日まで**）に到着するように提出してください。

助成金確定

- ・完了報告の審査を行い、承認・不承認を決定します。
- ・財団より送付する「事業完了承認通知書」に記載の「今回交付額」により助成金の請求を行ってください。
- ・助成金の概算払を受けている場合は、返金が必要になることもあります。

助成金の 支払い

- ・助成金の請求にかかる書類の受理後に助成金をお支払いします。
- ・助成事業にかかる書類（経理簿含む）は、事業実施から5年後の2月末日まで保管してください。

助成事業の審査基準と評価ポイント

助成事業審査委員会においては、以下のような基準で審査が行われています。申請される際の参考としてください。

事業名	審査基準	評価の視点
審査項目A：事業計画の妥当性		
共通	事業計画（内容・実施方法）は具体的かつ妥当な内容か	
審査項目B：事業効果の大きさ		
国内文化交流助成	事業の実施によりアイヌ文化への理解の促進が大いに図られるか	<ul style="list-style-type: none"> ○アイヌ語やアイヌ文化の体験・鑑賞、アイヌの人々との交流を行う事業であるか ○事業の内容・実施方法は、直接アイヌ文化の体験や鑑賞、アイヌの人々と交流できるか ○事業計画は実現可能で、今後のアイヌ文化への理解の促進が図られるか
国際文化交流助成（派遣）	事業の実施によりアイヌ文化の保存、振興、普及および啓発が大いに図られるか	<ul style="list-style-type: none"> ○アイヌ文化活動に携わる個人・団体が海外で文化交流活動を行う事業か ○アイヌ文化と諸外国の先住民族の文化が交流する事業か ○参加者、交流相手、交流内容、交流期間は妥当なものか ○事業計画は実現可能で、今後のアイヌ文化の保存、振興、普及および啓発が図られるものか
国際文化交流助成（招へい）	同上	<ul style="list-style-type: none"> ○アイヌ文化活動に携わる個人または団体が、日本国内で海外の先住民族又は少数民族と文化交流活動を行う事業か ○被招へい者、交流相手（セミナー等参加者）、交流内容、交流期間は妥当なものか ○事業計画は実現可能で、今後のアイヌ文化の保存、振興、普及および啓発が図られるものになっているか
伝統工芸展示公開助成	事業の実施によりアイヌ文化伝承活動の促進が大いに図られるか	<ul style="list-style-type: none"> ○アイヌ文化伝承活動に意欲を持つ個人または団体が、アイヌ伝統工芸作品の展示・公開を行う事業か ○展示作品数、展示従事者数は妥当か ○事業計画は実現可能で、今後のアイヌ文化の伝承意欲や知識および技術の向上が期待されるものか
伝統工芸複製助成	事業の実施によりアイヌ文化伝承活動の促進が大いに図られるか	<ul style="list-style-type: none"> ○アイヌ文化伝承活動に意欲を持つ個人または団体が、アイヌ伝統工芸品の複製を行う事業か ○申請者の技術（経歴）やこれまでの作品の製作経験から、複製予定の工芸品は妥当か ○事業計画は実現可能で、今後のアイヌ文化の伝承意欲や知識および技術の向上が期待されるか

事業名	審査基準	評価の視点
風俗慣習に関する伝承助成	事業の実施によりアイヌ文化伝承活動の促進が大いに図られるか	<ul style="list-style-type: none"> ○継承者（次世代を担う者）がアイヌの風俗や慣習について伝承者（エカシ・フチ）から継承するための事業か ○継承者（次世代を担う者：49歳以下）伝承者（エカシ・フチ）および事業運営者は妥当か ○事業計画は実現可能で、今後のアイヌの風俗や慣習の継承が期待されるか
研究助成	事業の実施によりアイヌの社会や文化に関する総合的かつ実践的な研究の推進が大いに図られるか	<ul style="list-style-type: none"> ○研究内容は、アイヌの社会や文化に関する総合的・実践的研究を行う事業か ○研究の具体的な手法、調査対象、調査回数は妥当か ○事業計画は実現可能で、研究の具体的な成果が期待されるか
出版助成	事業の実施によりアイヌの社会や文化に関する総合的かつ実践的な研究の成果等について公開を促進して研究の推進が大いに図られるか	<ul style="list-style-type: none"> ○出版の内容は、アイヌの社会や文化に関する内容で、商業ベースに乗らないため出版されないものや、自費出版のため部数が少なく研究者に行き渡らないものか ○出版に係る作業日程、作成部数、配布先、成果品の仕様は妥当か ○出版により未発表の研究成果等が公開され、アイヌの社会や文化に関する理解の促進が期待されるか

(1) 評価方法

①評価点

評価点は、審査基準の項目ごとに、次の5段階で評価する。

- 大いに認められる…… 5点
- 認められる…………… 4点
- やや認められる………… 3点
- やや認められない…… 2点
- あまり認められない… 1点

②評価

評価は絶対評価とし、各審査委員は審査項目ごとに①の評価点を付すものとする。

(2) 審査方法

- ①事務局は、審査基準の項目ごとに全委員の点数を合算し、合算した点数の平均点数（審査に参加した委員の人数で除した点数（小数点第二位を四捨五入））を算出する。
- ②採択・不採択は、予算枠の範囲内で①で算出した点数の高い順から採択する。ただし、算出した点数が満点（10点＝審査項目2×評価点最高5点）の5割に達しない事業は採択しない。
- ③算出した点数が5割に達する事業であっても希望助成額の合算額が予算の範囲内を超える場合、予算の限度となる順位の事業（最低得点の採択事業）と点差が前後1点差以内の事業（当落線上にある事業）がある場合は、委員による審議のうえ、総合的に採択・不採択を判断する。

各種助成事業の留意事項（抜粋）

ここに記載のない事項については、助成事業ごとの留意事項で確認すること。
その他不明な点については担当課まで問い合わせること。

実費：実際に要した費用、手数料を含まない額のこと。

定額：制度として定めている一定の額のこと。

限度額：金額の定めのある経費項目において、助成対象経費となる上限のこと。

支払対象者：謝金、交通費、諸雑費・宿泊料などが支払われる個人のこと。

事業名	支払対象者
国内文化交流助成	被招へい者
国際文化交流助成	海外派遣：派遣事業参加者（「略歴書」を記載する者） 海外招へい：被招へい者
伝統工芸展示・公開助成	会場運営者
伝統工芸複製助成	講師
風俗慣習に関する伝承助成	伝承者
研究助成	研究従事者、被調査者

共通事項

助成対象外となる事業

次に掲げる事業は助成対象事業とならないので留意すること。

- ①国または地方公共団体が、主催または共催で実施する事業
- ②アイヌ政策推進交付金を活用して行う事業
- ③事業の実施を他の団体や企業などに委託する事業
- ④事業の実施により生じる収入を、事業の実施以外に充当しようとする事業
- ⑤政治的な活動を目的とする事業
- ⑥申請者が他の団体や企業などから委託を受けて実施する事業

助成対象外となる者・団体

次に掲げる者・団体は助成対象者とならないので留意すること。

- ①国または地方公共団体（これらを含む実行委員会も同様）
- ②地方公共団体が設置する公民館、図書館、青少年教育施設など公立施設の管理者
- ③政治的な活動を目的とする団体
- ④営利を目的とする団体や企業、販売業者

助成対象経費

交通費

- 支払対象者に支払われる交通費の実費

交通手段は、次に掲げる最も経済的な交通機関の利用を原則とする。

交通手段	方法
鉄道	申請時は通常料金による積算で予算計上して差し支えないが、事業実施時はインターネット上での指定券予約サービス（えきねっと）などを活用し、通常料金より安価なものを利用すること
バス	路線バス、都市間バスなど、鉄道と併せ最も経済的なルートによること
航空機	申請時は検索時の料金（添付資料に基づく）による積算で予算計上として差し支えないが、事業実施時は早期購入割引切符やパック旅行など、通常料金より安価な航空券を利用すること ※パック旅行の場合「みなし航空賃」の積算を適用すること （積算方法は各助成要綱の留意事項別表を参照）
自家用車	自家用車を使用した場合の車賃の額は1kmにつき37円 全行程を通算して1km未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる ※Google マップのルート検索（高速・有料道路不使用の最短距離）によること ※例：札幌⇄平取間の場合 片道 95.7×2（往復）=191.4（小数点以下切捨て） 191km×37円=7,067円

※支払対象者のうち、本事業の実施日または旅行日と、他の団体の旅行日とが重複する者がいる場合には「他の用務に係る申出書」（様式例2）を提出すること。

旅行雑費・宿泊雑費・宿泊料

- 支払対象者に支払われる旅行雑費、宿泊雑費、宿泊料
 - ・旅行雑費：旅行中の諸雑費に充てるための経費で、旅行に係る日数が助成対象
 - ・宿泊雑費：宿泊に伴う諸雑費に充てるための経費で、旅行に係る夜数が助成対象
 - ・宿泊料：宿泊を要する場合の宿泊料で、事業の開催地の地域区分による定額が助成対象
- 【各助成要綱の留意事項及び別表を参照】

使用料・賃借料

- 事業の実施会場の使用料や放送機器の賃借料、貸切バスの借上料などの経費
 - ⇒会場を借り上げる場合には、会場が公表している料金表を添付すること。また、貸切バスを借り上げる場合には、業者が発行した見積書を添付すること。
 - ⇒会場使用料は、当該物件の賃貸業者（公立施設含む）に対して支払われる経費のこと。
- 貸切バスの借上げは、交通事情等により次に該当する場合を対象とする。
 - ⇒公共交通機関を利用すると、運行本数や時間の関係で移動時間（乗継の待ち時間含む）が長くなる場合。
 - ⇒乗車者の荷物が多く、公共交通機関での移動が不便である場合。

通信運搬費

- 事業の実施に必要な郵便料金、運送業者に支払う輸送料および運賃等の経費
(材料の購入で生じる輸送料を含む)

⇒郵便料金を計上する場合は、郵送物等の送付リスト（任意様式）を提出すること。

⇒郵便料金以外の運賃等を計上する場合は、業者が公表している料金表もしくは業者が発行した見積書のほか、送付する物品のリスト（任意様式）を提出すること。

印刷製本費

- しおりやパンフレット等、事業の実施に必要な印刷・製本にかかる経費

⇒印刷を専門業とする者に支払う経費のことで、パソコン、プリンター、コピー機を使用して製作する場合の経費（用紙代やインク代）は、消耗品費（事務用品）として計上すること。

⇒当該助成事業にかかわる個人への支払は助成対象外経費となるので留意すること。

⇒依頼する業者が個人事業主や自営業の場合は、事業を営んでいること証明できる書類を添付すること。

⇒計上する場合は、業者が公表している料金表もしくは業者が発行した見積書を提出すること。

※印刷物を作成する際には、財団より助成を受けている旨を必ず明記すること

（例示：公益財団法人アイヌ民族文化財団 ○○○助成事業）

広告費

- 新聞広告やチラシの折り込み等、事業の実施に係る宣伝の経費

⇒広告を専門業とする者に支払う経費のことで、助成決定者がチラシを配布先に送付する場合は、通信運搬費に計上すること。

⇒計上する場合は、業者が公表している料金表もしくは業者が発行した見積書を提出すること。

助成対象期間

- 助成の対象とする事業の期間は、1年度間とする。（国際文化交流助成は異なる）

助成申請

- 「事業助成申請書」（様式1）の【必ず添付する書類】として記載されている書類が添付されていない場合は、申請を受理することができない。
- 申請内容によって提出する【該当する場合に添付する書類】が添付されていない場合にも同様に申請を受理することができない。（例：実施会場の使用料を計上している場合の料金表、郵便料金を計上している場合の郵送物等の送付リスト（任意様式）など）

助成の決定、通知

- 申請事業が承認された場合、「事業助成承認通知書」（様式 5）により助成金交付予定額が通知されるが、この助成金交付予定額が当該事業に係る助成限度額となり、実施した事業の決算により助成金交付額が正式に確定するまでの間の交付予定額となる。
- 上記の通知書に添付している助成承認調書の助成対象経費欄に記載されている金額が、経費項目ごとの助成限度額となる。ただし、この経費項目の配分額は規程の範囲内で変更することができる。
- 事業の着手
 - ・申請事業に係る発注、契約、経費の支払いを行うことを指す。
⇒事業助成承認通知書の施行日前に事業に着手した場合、当該経費は助成対象外となるので留意すること。